

固定資産鑑定評価員会議規程細則

平成 22 年 4 月 16 日制定
平成 25 年 3 月 8 日一部改正
平成 28 年 3 月 18 日一部改正
平成 28 年 12 月 16 日一部改正
平成 29 年 9 月 15 日一部改正
平成 30 年 12 月 21 日一部改正
令和 3 年 11 月 19 日一部改正
令和 4 年 3 月 18 日一部改正
令和 5 年 2 月 17 日一部改正

理事会は、固定資産鑑定評価員会議規程（以下「規程」という。）の細則を次のように定める。

（評価員負担金）

第 1 条 規程第 4 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する固定資産鑑定評価員会議に係る評価員負担金の額は、固定資産鑑定評価員会議の経費相当額を勘案して、以下のとおり決定する。

- 一 本鑑定における評価地点（公示地・基準地の評価地点と重複する評価地点は除く。以下同じ）について、1 評価地点当たり 1, 5 0 0 円とする。
- 二 時点修正に於ける評価地点については、1 評価地点当たり 3 0 0 円とする。

（ブロック幹事報酬等）

第 2 条 ブロック幹事報酬・市区町村チーフ報酬・専門部委員報酬及び都県境連絡調整会議に出席する都県境連絡調整員（評価員・公的土地評価委員等）の日当については次の各号のとおり支給する。ただし、ブロック幹事報酬・市区町村チーフ報酬・専門部委員報酬の支給については、理事会承認後とする。

- 一 ブロック幹事報酬
 - ブロック幹事報酬 1 0 0, 0 0 0 円
 - さいたま市ブロック幹事報酬 1 5 0, 0 0 0 円

二 市区町村チーフ報酬

区チーフ		2 0, 0 0 0 円
市町村チーフ	100 地点未満	3 0, 0 0 0 円
	100 地点以上 500 地点未満	5 0, 0 0 0 円
	500 地点以上 800 地点未満	8 0, 0 0 0 円
	800 地点以上	1 0 0, 0 0 0 円

- 三 専門部委員報酬 2 0, 0 0 0 円

四 規程第 3 条（4）に定める都県境連絡調整会議については日当 1 0, 0 0 0 円を支給す

る（交通費別途）。

附 則

この規程は、平成 22 年 5 月 1 日よりこれを施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日よりこれを施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 18 日よりこれを施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 12 月 16 日よりこれを施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 9 月 15 日よりこれを施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 12 月 21 日よりこれを施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 11 月 19 日よりこれを施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 3 月 18 日よりこれを施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 2 月 17 日よりこれを施行する。